

議案第59号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成22年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

年次有給休暇等を会計年度ごとの休暇に改める必要があるので、本案を提出いたします。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「1の年」を「1会計年度」に改め、同条第2項中「当該年の中途において」を削り、「その年」を「その年度」に改め、「40日を上限として」を削る。

第16条の2第3項中「1の年」を「1会計年度」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。